

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は企業倫理とコンプライアンスの重要性を認識し、経営の透明性・公正性、迅速な意思決定の維持・向上及びタイムリーかつ正確な情報開示に努めることによって、コーポレートガバナンスを充実させていくことが経営上の最重要課題の一つであると位置付けており、少数精鋭による効率的かつ健全な企業経営を行って参りたいと考えております。

(1) 当社のコーポレートガバナンスの体制

・当社の経営管理体制は、「取締役会」、「監査役会」、「会計監査人」で構成しております。

・「取締役会」は、迅速、正確な経営情報の把握と機動的な意思決定を目指し、6名の少数取締役で構成しており、うち2名は社外取締役であります。

取締役の任期は1年であり、より機動的な取締役会のメンバー編成と株主からの信任の機会の増加を図っております。月1回定時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項、その他の経営に関する必要事項を決定しており、また重要案件が発生した場合は都度、追加の取締役会を開催しております。

・「監査役会」は現在3名(うち常勤監査役1名)で構成され、全員が社外監査役であり、監査役の経営監督機能の充実に努めております。

・「会計監査人」は、有限責任監査法人トーマツに委嘱しております。

(2) 当社の情報開示体制

・当社の情報の管理及び適時開示に関する社内体制については、当社の役職員は金融商品取引法その他関連法規ならびに社内規定の「内部情報管理規定」を遵守し情報管理に努めており、情報開示についても情報管理責任者である総務担当執行役員の下で、適宜・適切に実行しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの各基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	1,187,600	15.38
日本スパンクリート機械株式会社	1,094,000	14.17
村山典子	625,500	8.10
日鉄住金SGワイヤ株式会社	608,000	7.88
村山知子	473,000	6.13
村上晶	297,900	3.86
東プレ株式会社	210,500	2.73
株式会社紀文食品	201,900	2.62
日本パーカラライジング株式会社	129,400	1.68
村山晴美	90,000	1.17

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社には支配株主に該当する株主は存在していません

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
坪井哲明	他の会社の出身者				○			○				
大塚直義	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坪井哲明		当社大株主の日本スパンクリート機械株式会社の代表取締役社長。	経営への助言等を期待し、コーポレートガバナンスの強化を目的に選任。
大塚直義	○	——	経営全般に精通し、客観的な意見等を期待し、コーポレートガバナンスの強化を目的に選任。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から年間の監査計画の提出を受け、必要に応じて会計監査人の監査に立ち会う等の連携を図るとともに、監査終了後、会計監査人から監査結果の報告を受け、その相当性について検証しております。

また、内部監査室は監査役と連携の上、各業務部門の業務監査を実施し、法令および社内規定遵守の観点に基づき適切な指導を行うとともに、必要の都度、経営上の重要課題等について意見交換しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
森康裕	他の会社出身者													
松岡幸秀	公認会計士													
矢野千秋	弁護士													

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森康裕	○	――	一般株主と利益相反の恐れはなく、独立性が認められ、内部統制に関する相当程度の知見を有しているため、客観的な意見等を期待でき当社の独立役員として適任であると考えています。
松岡幸秀		松岡公認会計士事務所の公認会計士	経営監視機能の強化を目的に選任。
矢野千秋		矢野総合法律事務所所属の弁護士	経営監視機能の強化を目的に選任。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	2 名
------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
-------------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

平成17年6月役員退職慰労金制度廃止に伴う過去積立金の清算方法として、取締役に對し各々積立金の1/2相当分をストックオプション・新株予約権を発行して付与。
平成29年6月23日の株主総会で付与対象者全員が退任となったので完了。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

付与対象者は社内取締役に限定。監査役に対しては過去積立金を現金支給で清算。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

取締役の報酬(社外取締役を除く) 27,199千円
社外役員の報酬 22,375千円
(平成30年3月期有価証券報告書)

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無	なし
--------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務部が事務局となって連絡及び報告を行うとともに、重要案件については事前説明を実施。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- ・当社の経営体制は、企業倫理とコンプライアンスの重要性を認識し、経営の透明性・公正性を高めるべくコーポレートガバナンス強化を企図した、社外取締役を構成人として加えた「取締役会」、社外監査役を構成人とする「監査役会」及び「会計監査人」から成り立っております。
- ・「取締役会」は、経営へのアドバイスやコーポレートガバナンスの強化を期待し、大株主会社より社外取締役を派遣してもらっており、月1回の定例に加え、必要時には臨時に開催し、経営の基本方針や経営に関する重要事項を決定しております。
平成29年度は17回開催しました。
- ・取締役、執行役員で構成している「経営協議会」や取締役、執行役員、幹部社員で構成している「生産販売会議」等の会議体を有効に活用し、適宜・適切な業務執行を行っております。
「経営協議会」は原則月2回の定例に加え、必要時には臨時に開催し、「生産販売会議」は原則月2回開催しております。
- ・「監査役会」は、独立性の高い社外監査役3名で構成され、各監査役は「取締役会」に出席するとともに内部監査室や会計監査人とも適宜連携の上、業務監査や会計監査を遂行する等経営監視の任に当たっております。また常勤監査役は、「取締役会」に加え重要な各種会議体に出席し、コンプライアンス遵守の観点等を踏まえた意見陳述を行っております。
- ・内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室が厳正中立の立場で各業務部門の業務監査を実施し、法令及び社内規定遵守の観点に基づき適切な指導を行うとともに、代表取締役社長に対し経営効率の推進、財産保全及びコンプライアンス遵守に関する提言を行っております。
業務監査は原則ワンイヤールールを適用しております。
- ・当社の監査業務は「有限責任監査法人トーマツ」に委嘱しており、執行公認会計士は津田英嗣及び會澤正志であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会、監査役会、会計監査人、内部監査室、リスクマネジメント委員会がそれぞれの機能を十分に果たすことでコーポレートガバナンスの充実が図られるものと判断し、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	平成30年6月21日(木)開催

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	未定	なし
IR資料のホームページ掲載	掲載ホームページ : http://www.spancretecorp.com 掲載情報 : 決算短信、IR説明会資料等	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業行動指針」に明記
環境保全活動、CSR活動等の実施	「企業行動指針」に明記
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「企業行動指針」及び「内部情報管理規定」で制定

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本方針を次のとおりとする。

当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講ずるほか、この基本方針についても、経営環境の変化に対応して絶えず見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努める。

1. 取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役及び従業員が法令及び定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土を確立するため、「コンプライアンス規定」始め関連諸規定を定める。

(2) 内部監査室は、法令、定款及び社内規定の遵守体制の有効性について内部監査を行い、問題点の指摘及び改善策の提案等を行う。

(3) 法令違反行為等に関する従業員からの内部通報に対しては、速やかに適切な処置をとり、違反行為の早期発見と是正を図る。

(4) 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、「企業倫理規範」に則り、毅然とした対応をとる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化(電磁的記録を含む)のうえ、経営判断等に用いた関連書類とともに、「文書管理規定」及び「内部情報管理規定」に基づき適切に保存、管理する。

(2) 事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書(株主総会議事録、取締役会議事録)については、取締役及び監査役が常時閲覧できるように検索可能性の高い方法で保存、管理する。

(3) 情報セキュリティについては、「企業倫理規範」及び「内部情報管理規定」に基づいてセキュリティの確保を図るとともに、継続的にその改善を図る。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

(1) 取締役及び各部門長は、法令遵守、事故、防災、安全衛生、品質管理、情報管理等の想定し得る業務上のリスクに関するリスクマネジメント活動を行う。

(2) 「リスクマネジメント委員会」は、リスクマネジメント活動の状況把握と評価を行うとともに、重要事項については「取締役会」に報告する。

(3) 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とする「危機管理本部」を直ちに招集し、迅速に対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 組織規定、業務分掌規定等により、効率的な職務執行を確保するための分権を行う。

(2) 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。

(3) 取締役会より委任を受けた、執行役員で構成する経営協議会を原則月2回開催し、重要事項の事前協議等により、取締役会の職務執行の効率性を確保する。

(4) 取締役及び執行役員は、職務執行状況を適宜取締役会に報告する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社及び子会社は、当社が定める「関係会社管理規定」に基づき事業戦略を共有化し一体経営を行うとともに、当社と子会社との間で、内部統制・リスクマネジメントに関する情報の共有化や施策の共通化を図る。

(2) 当社の監査役及び内部監査室は、当社及び子会社の業務監査を行い、当社の代表取締役及び子会社の代表取締役に対し、内部統制システムの機能状況を報告し、必要に応じ改善を求める。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 当社及び子会社の財務報告については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法律に基づき、評価、維持、改善を行う。

(2) 当社の各部及び子会社は、自らの業務の遂行にあたり、業務分掌による牽制、日常的モニタリングを実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役の職務を補助すべき従業員は、必要に応じてその人員を確保する。

(2) 当該従業員は、監査役の指揮命令に基づき業務を行う。

(3) 当該従業員の人事異動、評価等については、監査役の意見を尊重し対処する。

8. 取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制及びその報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役の求めに応じて、その職場の執行状況その他に関する報告を行う。

(2) 前項の者は、業務執行等に関する重要事項を遅滞なく監査役に報告する。

(3) 当社は、監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをおこなうことを禁止し、その旨を当社及び子会社の全役職員に周知徹底する。

(4) 監査役は、取締役会、経営協議会のほか、重要な会議に出席することができる。

(5) 当社及び子会社の重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は措置の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

10. その他監査役の監査が、実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役、会計監査人及び内部監査室長は、定期的または必要に応じて監査役と意見交換を行い、監査役監査の実効性確保に努める。

11. 内部統制の変更・追加に関する体制

内部統制に変更、追加等が発生した場合は、別に定める内規に基づき遅滞無く手続きを行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力との如何なる係わりをも遮断すべく、全ての役職員は「企業倫理規範」第7項の「反社会的な勢力・団体・個人への利益供与等の禁止」を遵守し、その遂行状況を取締役、執行役員及び幹部社員は注視しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の内部統制及び情報開示体制

